

平成二十二年四月二十二日付け広島県報（定期）第三十二号に登載の広島県告示第三百九十三号（道路の供用開始）の一部を次のように訂正する。

土木局土木整備部道路河川管理課長

| 一 | 行 | | 誤 | 正 |
|---|-----------------|-------------|-------------|---|
| | 表中供用を開始する区間の欄の一 | 字川ヶ一〇二四番一地先 | 字唐香一四二二番地先 | |
| | 表中供用を開始する区間の欄の二 | 字川ヶ九五一番九地先 | 字上組一二三二番三地先 | |